

Tax-Account

第32号

平成25年9月30日

この「Tax-Account」では、専門的な用語を極力避けているため、法律の条文と比較すると、不正確な表現となっている部分があります。この情報を基に、施策を実行に移される際は、ご注意ください。ご不明の点がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

交際費課税の見直し ～平成25年度税制改正(その5)

クールビズ実施について

当事務所では、環境省の提唱する地球温暖化防止対策の一環である「クールビズ」に賛同し、実施しております。

皆様には趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきたくお願い申し上げます。

また、皆様におかれましても、どうぞ軽装でお越しくささいませ。

- ・ 実施期間：5月7日から10月31日まで(予定)
- ・ 実施内容：ノーネクタイ・ノー上着の励行、エアコン温度を高めに設定

COOLBIZ
を実践しています



発行：

株式会社Y&T会計事務所

田沢徳和税理士事務所

〒233-0013

横浜市港南区丸山台2-1-5

第2丸照ビル3階

TEL： 045-847-4810

FAX： 045-847-4811

E-mail: info@tax-account.jp

URL : <http://www.tax-account.jp>

「冗費」という言葉を聞いたことがあるでしょうか。「じょうひ」と読みます。「よけいな経費、無駄な経費」という意味です。

この言葉は、「交際費」の税務上の扱いを説明するときに、必ず出てくる言葉です。(それ以外では、お目にかかったことはありません。)

会社(法人)が支出した交際費は、それが事業のために使われている限り、決算書上は経費になります。しかし、法人税の計算においては、必ずしも経費として認められません。

なぜか。その理由(理屈)が、「冗費を節約し、自己資本の充実を図るため……」なのです。

交際費課税制度は、昭和29年度の税制改正により導入されました。当時は、朝鮮特需による内需拡大で好況が続いており、交際費の浪費が目立ったため、その支出を抑制する、という立法趣旨だったそうです。

支出した交際費のうち、税務上の経費として認められる範囲には変遷がありますが、今回の改正前は、年間600万円まで、しかも、そのうち10パーセントは経費として認められていませんでした。

平成25年度の税制改正により、支出した交際費のうち、年間800万円までは全額経費として認められることとなりました。

下の図をご覧ください。経済産業省の資料から引用したものです。「損金算入」とは「税務上の経費として認められる」という意味です。(ただし、これは資本金1億円以下の中小法人に対するルールで、資本金が1億円を超える法人については、従来も改正後も、交際費は税務上、全額経費にはなりません。)

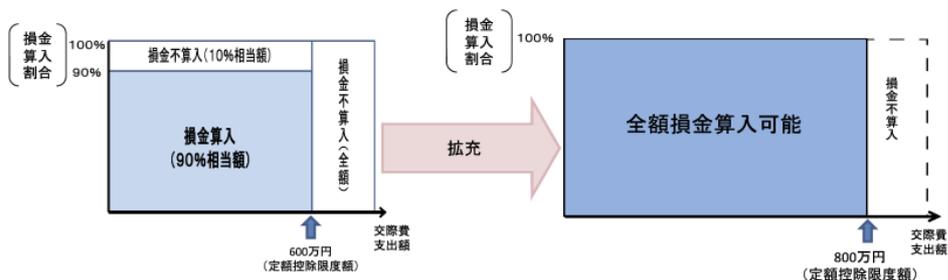
この改正は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度について適用されます。例えば、3月決算の法人については、現在の事業年度から適用できることとなります。

「平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度」ということから、とりあえずは1期分だけ、ということになりますが、しばらくは、この制度が維持されるのではないかと考えます(私見です)。

自民党の税制調査会の資料では、中小法人の交際費支出額の平均額は、利益を計上している法人で160.3万円、赤字法人を含めたすべての中小法人で94.7万円となっています。

1年間で800万円ということは、休日を含めても1日当たり約2万2千円ということですから、この枠を使い切るのは相当大変そうです。

「じょうひ」ではなく、「じょうず」に交際費をお使いください。



10月分からの給与計算 ～社会保険料の控除について

毎月の給与から控除される健康保険・厚生年金の保険料については、9月分から、次の変更が行われます。

これらの保険料は、通常、翌月分の給与から控除されることとなっていますので、下記は10月分の給与計算からの変更となります。

① 標準報酬月額の変更

個人ごとに社会保険料を計算するための「標準報酬月額」は年に1回定期的に改定されます。

年金事務所などから送付される「被保険者標準報酬決定通知書」に新しい標準報酬月額が記載されております。ご確認ください。

② 厚生年金保険料率の改定

厚生年金保険の保険料率が17.120%に改定されます(従来は16.766%)。

なお、保険料率は、平成29年までの毎年9月に0.354%ずつ引き上げられることになっており、その後は18.300%となります。